

この募集案内をよく読んでお申し込みください。

県営住宅は、香川県が管理する賃貸住宅です。公営住宅法、香川県営住宅条例等により、守らなければならないルールや行わなければならない手続きがあります。

- 1 入居するときに、連帯保証人が1名必要です。
ただし、本人の努力にもかかわらず、連帯保証人を準備出来ない場合で社会福祉協議会等の福祉サービスを利用中の方など、一定の要件を満たす方については、連帯保証人を免除できる場合がありますので、ご相談ください。
- 2 敷金として、入居するときに家賃3か月分を納付していただきます。
- 3 県営住宅は必要最低限の補修のみを行っております。内装についての変色、色あせ、汚れ、キズ等の補修は行いません。
- 4 県営住宅では、犬、猫、鶏その他ペットを飼うことはできません。(身体障害者補助犬を除く)
- 5 県営住宅を、事務所や塾など住宅以外の用途に使用することはできません。また、住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行うこともできません。
- 6 県営住宅には、生活習慣の違う方が住んでいます。ある程度生活音は避けられませんが、周囲とのトラブルを避けるために、特に、深夜や早朝はお互いに気を付けてください。
なお、入居者間の個人的なトラブルについては、県や指定管理者は関与しません。
- 7 入居後は、団地自治会等に参加し、活動に参加してください。
家賃以外に、入居の方々が共同で使用するもの、団地の維持管理に要する費用を別途、自治会等にお支払いください。
- 8 県営住宅の住宅使用料(家賃)等のお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行を除く)での口座振替をお願いします。
- 9 一般県営住宅等にお住まいの方は、毎年6月にお送りする収入申告書を必ず提出してください。
収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅と同程度の家賃をお支払いいただくこととなります。
- 10 家賃の支払いが滞った場合は、住宅の明渡請求をすることがあります。
- 11 出産や転出など同居する方に異動があった場合、また、連帯保証人に変更があった場合には、届出が必要です。住宅外から新たに親族の方が同居する場合には、同居の承認が必要となります。
- 12 住宅を退去するときには、明け渡そうとする日の10日前までに届け出て、検査を受けていただくようになります。また、原状回復をしていただきます。
- 13 県営駐車場が確保されている団地とされていない団地があります。県営駐車場を使用する場合には、許可が必要となります。また、無断駐車や路上駐車はしないでください。
- 14 県営住宅の家賃などが、これまで未払いとなっている方は申し込みできません。
- 15 入居後は、万一に備えて、家財等の火災保険の加入をお勧めします。